

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十八年二月五日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第三十八号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部改正)

**第一条** 奈良県職員に対する退職手当に関する条例(昭和二十八年十月奈良県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十四条第一項又は第四十五条」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十八条第一項」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

**第二条** 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条の三第四項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十四条又は第四十五条」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十八条第一項」に改める。

(奈良県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

**第三条** 奈良県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年三月奈良県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(奈良県税条例の一部改正)

**第四条** 奈良県税条例(昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「不服申立」を「審査請求」に改める。

(奈良県障害者介護給付費等不服審査会設置条例の一部改正)

**第五条** 奈良県障害者介護給付費等不服審査会設置条例(平成十八年三月奈良県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)」に改める。

## 附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。